

質問第八〇号

石綿の健康影響調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十二日

川
田
龍
平

参議院議長 山崎正昭殿

石綿の健康影響調査に関する質問主意書

一 二〇一四年三月十七日に開催された第二十四回石綿の健康影響に関する検討会の資料において二〇一五年度以降にフィージビリティ調査を行う予定としているが、これまでに実施されたりスク調査との違いを具体的に明らかにされたい。その上で、二〇〇六年度から実施してきたリスク調査に加えてフィージビリティ調査を実施しなければならない理由を明らかにされたい。

二 二〇一三年九月九日に、尼崎市、鳥栖市、奈良県、横浜市、羽島市及び北九州市のリスク調査担当部局責任者らが連名で環境省総合環境政策局環境保健部長宛に「石綿ばく露の可能性がある者の健康管理について」という要請書を提出している。この要請に対してどのような回答をしたのか、要請書に記載された具体的な要望項目と照らし合わせて明らかにされたい。

三 前記二に示した要請書の内容は「石綿の健康影響に関する検討会」において、検討可能な内容であると考えているが、今後は検討の対象となるのか。運営上の規定等に照らし、政府の見解を明らかにされたい。

四 二〇一一年五月二十三日に開催された第二十一回石綿の健康影響に関する検討会において「尼崎市における石綿ばく露に係る症例対照研究調査について（案）」が示されているが、当該調査に係る進展経過を

明らかにされたい。

右質問する。